

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	国民健康保険税関連事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

九度山町は、国民健康保険税関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

和歌山県 九度山町長

公表日

令和7年2月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険税関連事務
②事務の概要	国民健康保険加入者状況の把握を行っている。 被保険者の属する世帯に対し、所得、人数等の状況に応じて保険税の算出を行い、賦課・徴収を行う。 特定個人情報ファイルは以下の事務に使用している。 ・加入対象者の管理、異動、照会 ・所得申告との照合 ・賦課徴収及び管理 ・各種証明書の発行
③システムの名称	国民健康保険税システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、情報連携システム
2. 特定個人情報ファイル名	
賦課基本ファイル、介護基本ファイル、支援基本ファイル、賦課個人ファイル、期割情報ファイル、口座情報ファイル、収納履歴ファイル、滞納管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項(利用範囲)及び別表の項番24、44 2. 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第16条、第24条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条項番48、69 (情報提供の根拠) 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限) 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、130、132、137、138、140、141、142、144、147、151、152、155、156、158、160、161、163、164、165、166、167、168、169、170、171、172、173項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒648-0198和歌山県伊都郡九度山町九度山1190 九度山町役場総務課 電話番号:0736-54-2019(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒648-0198和歌山県伊都郡九度山町九度山1190 九度山町役場総務課 電話番号:0736-54-2019(代表)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	<p>特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じている。</p> <p>また、以下の対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定個人情報を含む書類や USB メモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・ USB メモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行い、また、使用記録を残すことを周知徹底している。 ・ 不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が記録された書類等が混入していないか、複数人による確認を行う。 ・ 特定個人情報が記録された書類等を廃棄する場合には、廃棄した記録を保存する。 	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[十分に行っている]</div> <div style="text-align: right;"> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている</p> <p>2) 十分に行っている</p> <p>3) 十分に行っていない</p> </div> </div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[9) 従業者に対する教育・啓発]</div> </div> <p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[十分である]</div> <div style="text-align: right;"> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> </div> </div>
判断の根拠	<p>毎年度、「特定個人情報等に関する教育・研修計画」を作成し、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度職員を含む。)等に対し、情報セキュリティ研修及びマイナンバー研修を実施している。また、人事異動等により新たに事務に従事する職員に対しては、追加でeラーニングを受講するよう義務付けている。</p> <p>各研修において、受講確認を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。</p> <p>これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。</p>

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月28日	I 関連情報 3 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項、別表第一 16、30項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務 を定める命令 第16条、24条	1. 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項(利用範囲)及び 別表の項番 24、44 2. 番号法別表の主務省令で定める事務を定め る命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第16条、第24条	事後	番号法の改正に伴う変更
令和7年2月28日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第8号、別表第二 26、33、 87、93項 番号法別表第二の主務省令で定める事務 及び情報を定める命令第19条、第22条の2、第 44条、第46条 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号、別表第二 27、42、44 項 番号法別表第二の主務省令で定める事務 及び情報を定める命令第20条、第25条、第26 条	(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の 制限) 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情 報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総 務省令第9号)第2条項番48、69 (情報提供の根拠) 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の 制限) 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情 報の提供に関する命令第2条の第三欄(情報提 供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(利用 特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれ る項 (1、2、3、4、5、7、11、13、15、20、28、37、39、 42、48、49、53、57、58、59、63、65、66、69、 73、75、76、81、83、84、86、87、88、89、90、 91、92、96、98、106、108、115、124、125、129、 130、132、137、138、140、141、142、144、147、 151、152、155、156、158、160、161、163、164、 165、166、167、168、169、170、171、172、173 項)	事後	特定個人情報保護評価指針 (平成26年4月20日特定個人 情報保護委員会)に定める 重要な変更には当たらないた め。
令和7年2月28日	II しきい値判断項目 1 対象人数 いつの時点の集計か	令和5年4月1日 時点	令和7年2月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価指針 (平成26年4月20日特定個人 情報保護委員会)に定める 重要な変更には当たらないた め。
令和7年2月28日	II しきい値判断項目 2 取扱者数 いつの時点の集計か	令和5年4月1日 時点	令和7年2月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価指針 (平成26年4月20日特定個人 情報保護委員会)に定める 重要な変更には当たらないた め。
令和7年2月28日	IV リスク対策 8 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	(新規項目)	十分である	事後	様式の改正に伴う項目の追加
令和7年2月28日	IV リスク対策 8 人手を介在させる作業 判断の根拠	(新規項目)	特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラ イン(行政機関等編)に則り、漏えい・滅失・毀損 を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安 全管理措置等を講じている。 また、以下の対策を講じていることから、特定個人 情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は 「十分である」と考えられる。 ・ 特定個人情報を含む書類や USB メモリは、 施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・ USB メモリは、事前に許可を得た媒体のみ使 用可能となるよう業務端末上制御を行い、ま た、使用記録を残すことを周知徹底している。 ・ 不要文書を廃棄する際は、特定個人情報が 記録された書類等が混入していないか、複数人 による確認を行う。 ・ 特定個人情報が記録された書類等を廃棄す る場合には、廃棄した記録を保存する。	事後	様式の改正に伴う項目の追加
令和7年2月28日	IV リスク対策 11 最も優先度が高いと考え られる対策 最も優先度が高いと考えら れる対策	(新規項目)	9) 従業者に対する教育・啓発	事後	様式の改正に伴う項目の追加
令和7年2月28日	IV リスク対策 11 最も優先度が高いと考え られる対策 判断の根拠	(新規項目)	毎年度、「特定個人情報等に関する教育・研修 計画」を作成し、特定個人情報を取り扱う事務 に従事する職員(会計年度職員を含む。)等に 対し、情報セキュリティ研修及びマイナンバー研 修を実施している。 また、人事異動等により新たに事務に従事する 職員に対しては、追加でeラーニングを受講する よう義務付けている。 各研修において、受講確認を行い、未受講者に 対しては再受講の機会を付与し、関係する全て の職員が研修を受講するための措置を講じて いる。 これらの対策を講じていることから、従業者に対 する教育・啓発は「十分に行っている」と考えら れる。	事後	様式の改正に伴う項目の追加